

## 吉田城址が豊橋市指定史跡になりました

吉田城址は、豊橋公園やその周辺に今も遺構が残されています。このたび、遺構を後世に守り伝えていくため、令和4年3月30日に城址を市指定史跡に指定しましたのでご報告します。

### ◆所在地・面積 豊橋市今橋町3-1ほか

※本丸・二の丸・三の丸跡（豊橋公園内）	71,316.03 m <sup>2</sup>
水門跡（豊城中学校敷地・豊川河川敷内）	272.50 m <sup>2</sup>
総堀土塁（名古屋刑務所豊橋刑務支所敷地内）	1782.39 m <sup>2</sup>
合計	<u>73370.92 m<sup>2</sup></u>

### ◆史跡指定の経緯

史跡とは、貝塚や古墳、集落跡などの遺跡で、歴史上または学術上価値が高いものをいい、その所在地を文化財として指定します。吉田城址では、近年の発掘調査を含む調査研究の進展により、残存する遺構の価値が把握され、高い評価を得ています。こうした現状を踏まえて史跡指定を行うこととなりました。

なお、吉田城址全体は84万m<sup>2</sup>にもおよぶ巨大な遺跡ですが、多くは住宅地や公共用地になっています。今回の指定は、遺構の性格上重要であり、かつ遺構が目視できる、残存状態がよい部分を対象にしています。

### ポイント① 市街地に残る、石垣・堀・土塁

吉田城址は、市街地にあるにも関わらず、石垣や堀、土塁など遺構が良好に残されていることが特徴です。とくに石垣は、安土桃山時代の池田輝政による大掛かりな野面積み石垣や、豊川からの眺望を重視したみごとな総石垣づくりなど、吉田城址を価値づける最も重要な遺構です。

### ポイント② 史跡指定をきっかけに、吉田城址を深く知り、活かす！

令和4年度は、以下の事業を行います。

- ・吉田城址を保存し活用していくための指針づくりとして、「吉田城址保存活用計画」を策定
- ・城址の文化財的な価値をより分かりやすく知っていただくため、シンポジウムを開催（7/16[土]午後、豊橋市公会堂）
- ・公式ガイドブックの配布など



市史跡指定範囲（全体）



吉田城址の主要部（本丸・二の丸・三の丸跡）



復興鉄橋と石垣



水門跡



総堀土塁